



「こども誰でも通園制度」の開始について

亀山市は、来たる4月1日から、「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」を開始します。

この制度は、すべての子どもの健やかな育ちを応援するとともに、子育て家庭への支援を強化するため、保護者の就労要件を問わず、保育所等を時間単位で柔軟に利用できる国の新たな制度です。

本事業により、子どもたちにとって家庭以外の場で多くの人との関わりが増えることは、健やかな成長につながる大切な機会であると考えており、保護者の皆さんにとっても、育児負担の軽減や孤立感の解消につながるものと期待しています。

実施施設は市立第一愛護園とし、生後6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない子どもを対象に、1人当たり月10時間を上限として1時間単位で利用できる仕組みとします。また、利用定員は1時間当たり最大5名とし、実施日は祝日・年末年始を除く月曜日から金曜日で、実施時間は午前9時から11時まで及び正午から午後4時までです。給食等の提供は行いませんが、育児用ミルクを含む未開封の飲料及び市販菓子を持参することができます。

なお、利用料は1時間あたり300円で設定する予定で、利用には、事前の認定申請と実施施設における面談が必要です。3月16日から受付を開始していますので、こども家庭庁が提供する「こども誰でも通園制度総合支援システム」にて、認定申請・面談予約・利用予約をお願いします。

その他、制度について詳しくは、市ホームページをご覧ください。



▲亀山市ホームページ



▲総合支援システム-こども家庭庁（外部リンク）